

妻と別居中だけど、子どもに会いたい。

借金が返せなくなった。取り立てが怖くて、夜も眠れない。

会社が給料を払ってくれない。どうすればいいんだ。

死亡した父の借金を払いたくありません。どうすればいいですか。

子どもの養育費の約束をしたのに払ってくれない夫に払わせる方法がありますか。

ネットオークションで詐欺にあいました。どうしたらいいですか。

## 法テラスの無料法律相談を受けられる場所一覧

法テラスでは、ナビダイヤルとIP電話を使用しています。



### 法テラス京都 法テラス京都法律事務所 0570-078332

〒604-8187  
京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435  
京都御池第一生命ビルディング3階  
●市営地下鉄烏丸線、東西線「烏丸御池」3番出口  
●市バス「烏丸御池」停留所

### 法テラス福知山法律事務所 〒620-0054 福知山市末広町1-1-1 中川ビル4F

●この他にも次の場所で法律相談援助を実施しております。

- ① 京都弁護士会館  
〒604-0971 京都市中京区富小路通丸太町下ル
- ② 京都駅前法律相談センター  
〒600-8216 京都市下京区東塩小路町579-1  
山崎メディカルビル6F(ヨドバシカメラ南側)
- ③ 京都弁護士会園部法律相談センター  
〒622-0004 南丹市園部町小桜町62-1 南丹市国際交流会館
- ④ 京都弁護士会南部法律相談センター京田辺相談所  
〒610-0334 京田辺市田辺中央4-3-3(CIKビル) 京田辺市商工会館
- ⑤ 京都弁護士会南部法律相談センター木津相談所  
〒619-0214 木津川市木津宮ノ堀149 木津川市東部交流会館
- ⑥ 京都弁護士会丹後法律相談センター大宮相談所  
〒629-2503 京丹後市大宮町周積1 大宮織物ホール
- ⑦ 京都弁護士会丹後法律相談センター宮津相談所  
〒626-0041 宮津市宇鶴賀2164 みやづ歴史の館
- ⑧ 京都弁護士会舞鶴法律相談センター  
〒624-0816 舞鶴市伊佐津213-8 舞鶴市西駅交流センター  
〒625-0036 舞鶴市浜66 舞鶴市商工観光センター
- ⑨ 京都弁護士会福知山法律相談センター  
〒620-0045 福知山市駅前町400 市民交流プラザふくちやま
- ⑩ 京都弁護士会綾部法律相談センター  
〒623-0016 綾部市西町1丁目49-1 綾部市I・Tビル
- ⑪ 京都弁護士会丹後法律相談センター与謝野相談所  
〒629-2262 与謝野与謝野町字岩滝2271 生涯学習センター知遊館

※お問合せ・予約等につきましては、あらかじめお電話にてご確認ください。

①～⑤については、京都弁護士会館 電話:075-231-2378

⑥～⑪については、丹後法律相談センター 電話:0772-68-3080

一部の相談場所では、Webで予約をとることができます。詳細は、右の2次元コードよりご確認ください。



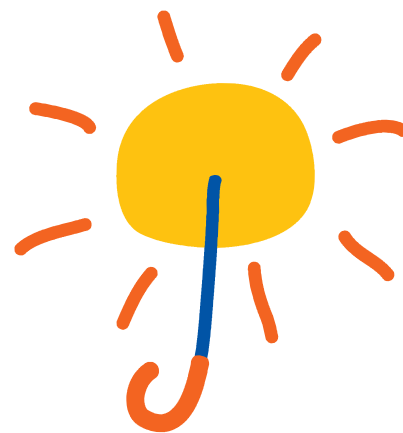
# 日本司法支援センター 法テラス

誰に相談したらいい?

弁護士、司法書士の費用が心配。

こんなこと聞いていいのかな?

犯罪の被害にあってしまった…



## まずは法テラスへ。

はじめてご利用される方は  
まず法テラス・サポートダイヤルへお電話ください。

# 0570-078374

※IP電話からは、03-6745-5600  
ホームページでは、チャット、メールによるお問合せも24時間受け付けています。



法テラスは、国が設立した公的な法人です。

隣の家から騒音が聞こえる。誰に相談したらいいの。

隣の家がゴミ屋敷になっている。誰に相談したらいいの。

中古の家を買ったら雨漏りがひどい。どうすればいい。

職場の上司からのイジメがますますひどくなっているんです。

スマホで無料のゲームをしていたのに20万円請求されました。

弁護士に相談したいけれど、費用が払えない。

おじいちゃんの物忘れが最近ひどくなった。悪い人にだまされてないか心配。どうしたらいいの。

大家さんから急に家賃を値上げされると言われた。

別れた彼氏から脅かされています。

そんな時は法テラスに  
ご相談ください。

# 相談 の 手順

## 1 電話する

法テラスの利用方法やトラブル解決に  
役立つ情報を丁寧にご案内します。  
お問合せはご本人でなくてもかまいません。  
ご家族、ケースワーカー、医師、  
支援している方、自治体職員の方もどうぞ。

法テラス・サポートダイヤル  
おなやみなし  
**0570-078374**

IP電話からは03-6745-5600  
ホームページでは、チャット、メールによる  
お問合せも24時間受け付けています。

犯罪の被害にあわれた方や  
そのご家族は専用ダイヤルへ  
なくことないよ  
**0120-079714**

IP電話からは03-6745-5601  
ホームページでは、チャット、メールによる  
お問合せも24時間受け付けています。

平日：午前9時～午後9時  
土曜日：午前9時～午後5時  
祝日・年末年始を除く

## 2 弁護士・ 司法書士に 相談する※

経済的に余裕のない方には、無料で3回まで相談できる制度が  
あります。「経済的に余裕のない方」にあたるかどうかは収入や  
預貯金額などで決まります。詳しくは、右ページをご覧ください。

※対面による実施が困難な場合等には、オンライン等による  
法律相談が受けられる場合があります。

※一部相談場所では、Web上で法律相談の予約を取ることが  
できます。



## 3 弁護士・ 司法書士に 依頼する

経済的に余裕のない方には、  
弁護士費用や司法書士費用等を  
立て替える制度があります。

「経済的に余裕のない方」にあたるかどうかは  
収入や預貯金額などで決まります。毎月1万円ずつ、  
もしくは5千円ずつというように分割でご返済いただきます。  
生活保護受給中の方は猶予や免除となる場合があります。  
詳しくは、右ページをご覧ください。



## 4 解決に向かう

困ったら、まずはお電話ください。

法テラスHP



## 無料法律相談

### 弁護士・司法書士費用等の立替え

#### 申込み

●収入・家族構成(右面・基準A)  
●現金・預貯金額(右面・基準B)  
をお伺いします。  
右面の①及び③いずれも満たしている場合、  
無料法律相談の予約をお取りします。

#### 無料 法律相談

相談の結果、弁護士・司法書士費用等の立替  
制度(代理援助・書類作成援助)の利用を希望  
される方には、審査を受けていただきます。

#### 審査

審査では右面の①～③の条件を全て満たす  
必要があります。審査に必要な書類は  
●収入等を証明する書類  
(給与明細、課税または非課税証明書、年金通知書、  
生活保護受給証明書など)  
●住民票(本籍・筆頭者・続柄・世帯全員の記載がある  
もの、マイナンバーの記載は不要)  
●事件関係書類  
●立替金返済用の口座に関する書類  
などです。

#### 援助開始 決定

援助開始決定を受けると、法テラスの基準  
に基づき弁護士・司法書士費用等(着手金・  
実費等)を決定します。  
費用等は法テラスがご本人に代わって弁護  
士・司法書士に支払い、ご本人には原則とし  
て、法テラスに毎月10,000円ずつもしくは  
5,000円ずつというように分割でお支払い  
いただきます(無利息)。

#### 事件終了

事件の結果に応じて、審査の上、法テラス  
の基準に基づき弁護士・司法書士の報酬金  
及びその支払方法等を決定します。

※生活保護を受給している場合など、申請いただくこと  
で、立替費用の返済の猶予・免除を受けられる場合が  
あります。  
※立て替えたお金は原則、事件終了後3年以内にお支  
払いいただきます。

詳しくは、お近くの法テラスまでお問合せください。

### ①資力が一定基準以下であること。

夫婦間の紛争の場合を除き、原則としてご本人と配偶者  
の収入・資産を合算した金額で判断します。  
※医療費、教育費などの出費がある場合は、相当額が控除されます。

**基準  
A** 収入等が一定基準以下であること。  
月収(賞与を含む手取り年収の1/12)の  
目安は次のとおりです。

| 単身者                    | 2人家族                   | 3人家族                   | 4人家族                   |
|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 182,000円<br>(200,200円) | 251,000円<br>(276,100円) | 272,000円<br>(299,200円) | 299,000円<br>(328,900円) |

※()内は、東京・大阪などの大都市の基準です。  
※家賃・住宅ローンなどを負担している場合には、以下の限度額の範囲  
内でその全額が上記収入基準額に加算されます。

| 単身者     | 2人家族    | 3人家族    | 4人家族    |
|---------|---------|---------|---------|
| 41,000円 | 53,000円 | 66,000円 | 71,000円 |

**基準  
B** 保有資産が一定基準以下であること。  
資産の基準は以下のとおりです。

| 単身者   | 2人家族  | 3人家族  | 4人家族  |
|-------|-------|-------|-------|
| 180万円 | 250万円 | 270万円 | 300万円 |

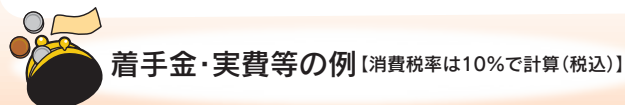
※相談援助の際は現金・預貯金の合計額ですが、代理援助・書類作成  
援助の際は不動産(自宅や係争物件を除く)・有価証券なども資産  
に含みます。

### ②勝訴の見込みがないとはいえないこと。

和解、調停、示談成立などによる紛争解決の見込みがある  
もの、自己破産の免責見込みがあるものなども含みます。

### ③民事法律扶助の趣旨に適すること。

報復目的や自己宣伝、権利濫用的な訴訟などは援助でき  
ません。また、極端に訴額が少ない訴訟や回収可能性がな  
い場合も費用対効果の観点から援助できません。



着手金・実費等の例 [消費税率は10%で計算(税込)]

|      |             |          |
|------|-------------|----------|
| 代理援助 | 500万円の請求訴訟  | 255,000円 |
|      | 金銭請求のない離婚訴訟 | 266,000円 |
|      | 債権者10社の自己破産 | 155,000円 |

※事件の終了後、結果に応じて報酬金をご負担いただくことがあります。  
※金額及び支払方法は、審査の上、決定します。  
※事件の難易等により、上記金額を増額する場合があります。

|            |                          |          |
|------------|--------------------------|----------|
| 書類作成<br>援助 | 訴状作成                     | 42,500円  |
|            | 自己破産申立書等作成<br>(債権者20社まで) | 105,000円 |